

十三宝塚遺跡発掘調査概報 III

1977

十三宝塚遺跡発掘調査概報

III

序

群馬県佐波郡境町伊与久で発見された十三宝塚遺跡は、昭和48年度以来3次に及ぶ発掘調査で、わが国でも有数の古代地方官衙に何らかの関連がある遺跡として注目を集め、昭和51年3月には文化財保護審議会から文部大臣あて史跡指定の答申を得たことは、関係者の一人として大きな喜びあります。

こうした経過の中で、遺跡地の北部区域に於ても重要遺構が確認されたことにより、保存を前提に企業側と設計変更を協議して参りましたところ、文化財保護の重要性を認識され快諾をいただきました。本報告書は、そうした経過で実施しました昭和51年度の発掘調査結果をとりまとめたもので、今回の調査で十三宝塚遺跡については、ほぼその全貌を明らかにすることができたと考えられておりますが、今後の保存管理及び活用が大きな課題と思われます。

調査に際しご協力いただきました関係各位に謝意を表し、併せ本報告書のより有効な活用を祈念して序といたします。

昭和52年3月30日

群馬県教育委員会

教育長 山川武正

凡　　例

1. 本報告書は、群馬県佐波郡境町大字伊与久に所在する十三宝塚遺跡の昭和51年度における発掘調査概要である。
2. 本遺跡の発掘調査は群馬県教育委員会の直営事業として、国庫補助金を得て実施した。
3. 本調査は、地元の佐波郡境町教育委員会の全面的協力を得て実施した。
4. 本報告書の執筆は小林敏夫、坂爪久純、井上唯雄、森田秀策が分担した。
5. 遺構・遺物の撮影は小林敏夫、図版作成は坂爪久純が担当した。
6. 掲図は、遺構を小林敏夫、飯塚誠が作成し、遺物については小林敏夫が実測し、坂爪久純が製図した。

目 次

1. 発掘調査に至るまでの経過	1
2. 発掘調査の経過	2
3. 遺跡の概要	4
4. 調査の概要	7
(1) 売穴式住居跡.....	7
(2) 井 戸 跡.....	24
(3) 溝 跡.....	24
(4) 土 壤.....	24
(5) 掘立柱建築遺構.....	25
5. 小 結	25
6. 十三宝塚遺跡における北部地区	27
(1) 遺構の配置と区割.....	27
(2) 十三宝塚遺跡の立地と集落.....	28

掲 図 目 次

- 別 図 十三宝塚遺跡（北部）全体図
第1図 十三宝塚遺跡の位置
第2図 十三宝塚遺跡の地区図
第3図 第85・86号住居跡実測図
第4図 第85号住居跡出土遺物
第5図 第86号住居跡出土遺物
第6図 第87号住居跡実測図
第7図 第87号住居跡出土遺物
第8図 第88号住居跡実測図
第9図 第88号住居跡出土遺物
第10図 第89号住居跡実測図
第11図 第89号住居跡出土遺物
第12図 S B 8 挖立柱建築遺構
第13図 十三宝塚遺跡全体図

図 版 目 次

1. 調査区全景
2. (1)第85・86号住居跡（西から）
(2)第85号住居跡（北から）
(3)第85号住居跡竈
3. (1)第86号住居跡（西から）
(2)第86号住居跡竈及び貯蔵穴
(3)第86号住居跡炭化材出土状態
4. (1)第87号住居跡（北から）
(2)第87号住居跡貯蔵穴（東から）
5. (1)第87号住居跡竈内遺物出土状態

(2)第87号住居跡竈下ピット

6. (1)第88号住居跡（北から）
(2)第88号住居跡竈
(3)第88号住居跡貯蔵穴
7. (1)第89号住居跡（北から）
(2)第89号住居跡竈及び遺物出土状態
8. (1)井戸跡（SW14）
(2)SW14埋土状態
(3)溝跡（SD5）
9. (1)SD6
(2)SD6埋土状態
10. (1)掘立柱建築遺構（SB8）（北から）
(2)SB8（東から）
(3)SB8柱穴埋土状態
11. (1)第85号住居跡出土遺物
(2)第86号住居跡出土遺物
(3)第87号住居跡出土遺物
12. (1)第88号住居跡出土遺物
(2)第89号住居跡出土遺物

表 目 次

- 第1表 第85号住居跡出土遺物各説
- 第2表 第86号住居跡出土遺物各説
- 第3表 第87号住居跡出土遺物各説
- 第4表 第88号住居跡出土遺物各説
- 第5表 第89号住居跡出土遺物各説
- 第6表 掘立柱建築遺構（SB8）計測値

K
25+J
+I
+H
+G
+25

+24

+23

+22

+21

+20

+19

G

K
24+K
23+K
22+K
21+K
20+K
19+J
+I
+H
+

G



別図 十三宝遺跡（北部）全体図



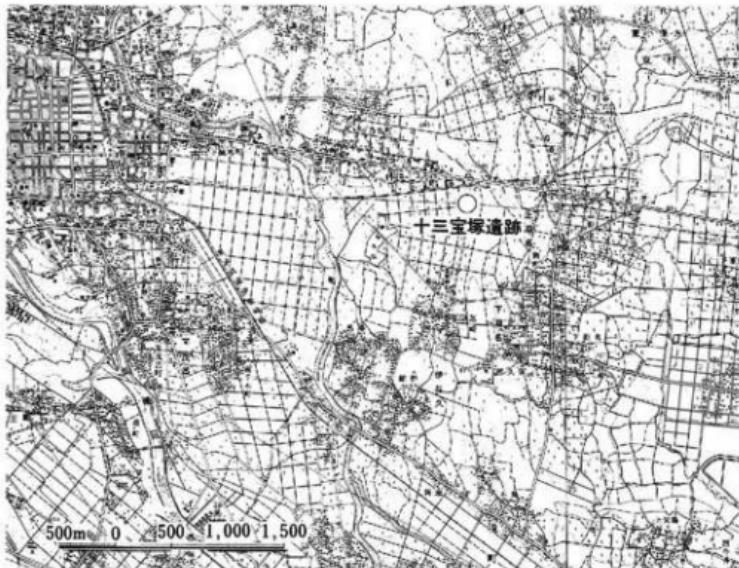
1. 発掘調査に至るまでの経過

十三宝塚遺跡は群馬県佐波郡境町大字伊与久に於て造成された伊勢崎佐波工業団地の一角で発見され、小字名をとつて遺跡名としたものである。

この遺跡は初年度の昭和48年度に地元境町と伊勢崎市教育委員会が中心になって調査を実施した。その結果当初予想した以上の遺跡であることが判明したが、諸般の事情からこの年度内に、遺跡の北部はリバースチール株式会社、南部は沖電線株式会社が買収契約を終えていた。

昭和48年度の調査結果から、更に本格的な発掘調査を要することが検討され、南部地域については企業側の了解のもとに昭和49年度は600万円、50年度は800万円の総事業費（国庫補助2分の1）で、群馬県教育委員会が主体となって調査を実施した。一方、北部地域については、企業者側の要請もあって、東部の綠地保存部分を除く工場建設及び舗装予定にかかる部分については原因者負担による経費で境町教育委員会が発掘調査を実施した。

発掘調査の課果、南部地区は大溝に画された東西約180m、南北約250mの範囲内に、不整台形状の柵と方形及長方形基壇、20棟以上の堀立柱建物群、竪穴住居、井戸等が認められ、北部



第1図 十三宝塚遺跡の位置

地区でも塁立柱建物7軒と竪穴住居が76軒ほど確認され、一連のものとして理解すべきものであることが明らかになった。こうした調査概況により、それぞれ企業側へ遺跡的重要性を説き保存方について要請してきたところ、南部地域については全面的な設計変更により当初東側を工場入口に予定していたものを、西方へまわすこと、野球場等予定地を南へ移すことなどのご協力をいただいたが、北部地域については当初計画案どおりの設計で事業を進めたいとの意志表示であった。

昭和51年3月26日、国の文化財保護審議会は、文部大臣あてに十三宝塚遺跡を史跡指定するとの答申をした。これに伴い文化庁から北部地域の緑地保存部分も一連の史跡として指定地域に編入することが望ましいし、わけても塁立柱建物部分に進入道路や管理棟を建設することは避けるようにとの指導があった。このような情勢に基き、県教育委員会ではリバースチール株式会社、境町教育委員会と協議、調整を行なった結果

- 既に発掘済みの建物遺構4棟は永久保存する。
- そのため、当初案の進入道路の位置は19m南方へ移す。
- 新道路計画により今後発掘する地域の埋蔵文化財は原則として記録保存とする。
- 本件に関連して51年度中の調査に要する経費は企業側の負担としない。

という内容の昭和51年6月21日付け文書で県教委あて協議があり、県教委は7月19日付けで了解する旨の回答をした。

以上の経過から、県教委では総事業費160万円の国庫補助事業として申請し、内示を得たので急きょ8月上旬から県教委井上唯雄と、境町教委の小林敏夫氏を担当者とし、坂爪久純氏を調査員に委嘱して発掘調査を実施するはこびになったものである。 (森田)

2. 発掘調査の経過

8月2日(月) 晴れのち雨

本日より発掘調査開始。ブルドーザーによる表土排除作業を行い、発掘区域に昨年度の調査に準拠した測量用基準杭の設定を行う。それらの作業に並行し、テントの設営、発掘器材等の点検を行う。午後より本格的に掘開作業を開始する。

8月3日(火) 雨

一日中断続的な降雨、作業は難航する。第85号住居跡を検出したので、住居跡の発掘を行う。ブルドーザーによる表土排除作業終了する。

8月4日(水) 晴れ

やっと天候に恵まれ、作業は軌道に乗る。小グリッドの掘開とともに遺構検出のためローム面の精査を行う。

8月5日(木) 晴れ

H20区で第86、87、88号住居跡が検出され、グリッドの調査とともに本格的に遺構の発掘作業を行う。

8月6日(金) 晴れ

グリッドの調査、第85、87号住居跡の発掘作業を進め、遺構の必要な実測、写真撮影も並行して行う。

8月7日(土) 雨

朝から降雨のため遺物の整理、洗浄を行う。

8月9日(月) 曇のち雨

H20区の遺構検出作業。第85、87号住居跡のセクションベルトの実測、除去作業を行う。

8月10日(火) 曇時々晴れ

H20区東側は黒色土が厚く、掘開に時間をとった。遺構の検出はこの部分ではなかった。H19区は第8号掘立柱遺構の検出があった。第87号住居跡は全体の発掘作業が終了する。

8月11日(水) 晴れ

第86号住居跡は覆土の検討、床面精査を終わる。第87号住居跡は平面実測を開始。第88号住居跡は掘開々始のS D 5・6溝を発掘。グリッド掘開、遺構精査実測の3作業が同時に行われ、作業は順調に進行。

8月12日(木) 晴れ

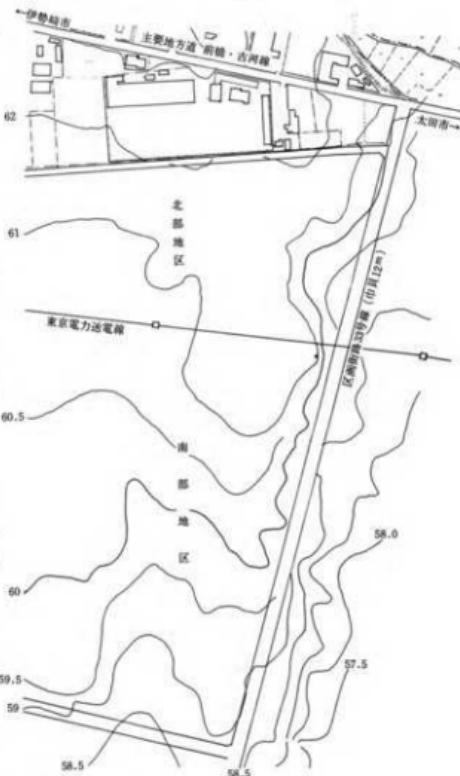
第86号住居跡セクションベルト除去。第87号住居跡遺物取り上げを完了。第88号住居跡発掘継続。S B 8掘立遺構掘開々始。

8月13日(金) 晴れのち雨

第88号住居跡セクションベルト実測、写真撮影、除去作業。第87号住居跡は全体写真撮影。S B 8掘立遺構の覆土断面写真撮影、実測を行う。H19、20区は引き続き掘開、精査を行う。

8月14日(土) 晴れ

昨日の作業を継続。発掘現場作業と並行して、境町北部圃場整備に係る発掘調査の事務打ち



第2図 十三宝塚遺跡の地区図

合せがあり、多忙を極めた。

8月16日(月) 晴れのち雨

第86、88号住居跡の床面、窓の精査。S B 8掘立遺構は完掘する。降雨が強くなり発掘作業を早めに中止する。

8月17日(火) 曇りのち晴れ

第86、88号住居跡写真撮影及び実測用基線の設定作業を行う。

8月18日(水) 晴れ

住居跡、掘立遺構の平面図作成は順調に進行する。住居跡4軒は平面図作成が終了。H19区で第89号住居跡を検出したので、すぐに発掘を開始。

8月19日(木) 晴れ

昨日平面図作成を終了した4軒の住居跡の断面図を作成。第89号住居跡はほぼ発掘終了。調査区東側の窪地にユンボーを入れて深掘する。遺構は検出されなかった。

8月20日(金) 晴れ

第85、86、88号住居跡は遺物取り上げ後すぐに写真撮影を行う。第89号住居跡はセクションベルトの実測、写真撮影を行った後、除去を行い、床面の精査をする。SD5、6溝は覆土断面実測を行う。

8月23日(月) 晴れ

第89号住居跡は平面実測を行う。第89号住居跡西側遺構の精査。住居跡周辺の性格不明土壤群と溝の平面実測を行う。現場での掘開作業は一応終了した。

8月24日(火) 晴れ

第89号住居跡、性格不明土壤群の実測終了。写真撮影を行う。地形測量、全景写真撮影を行い、現場における全調査を終了する。

(坂爪)

3. 遺跡の概要

伊勢崎佐波工業団地の造成に伴って発見された十三宝塚遺跡は、工業団地造成組合の企業への土地分譲によって南、北2つに分断された。沖電線株式会社が買収した南部は、昭和49、50年度に群馬県教育委員会、境町教育委員会によって精密な発掘調査が行われ、結果については「十三宝塚遺跡発掘調査概報I、II」として公表されている。一方、リバースチール株式会社が買収した北部は、昭和50年度に入ってから境町教育委員会が主体となり約8か月間を費し、一部を除いて精密な発掘調査が行われた。この結果については遺物が未整理のため、企業と工業団地造成組合へ実績報告をしたのみで、公表するまでは至っていない。

今回、昭和51年度の発掘調査概報を公刊するに当たって、後述する遺跡が昭和50年度に境町教委が行った発掘調査区の継ぎになり、遺跡全体での位置づけ、比較検討等を行う関係で北部

の概要を説明しておくことにするが、調査時の所見に基づいての記述であることを予めことわっておきたい。

北部の遺跡の面積は約20,000m²である。ここでは、昭和48年の予備調査時に調査区の北東隅に近いところで8軒の竪穴式住居跡が発掘されている。8軒のうち4軒は鬼高窓、他は国分窓である。昭和50年度の調査は7月1日から翌年2月21日まで行われた。この結果、竪穴式住居跡76軒、掘立柱建築構造7棟、火葬墓4基、石塔1基、井戸跡13基、土壙25基、溝跡4条を発見した。

調査区の大部分は洪積台地であるが、東側は谷地となっている。調査区は第1図のように「ト」字型であり、この中の遺構分布状況は南に薄く、北に濃いが、予備調査時及び今次の所見を総合すると谷地の縁辺に沿う傾向が認められる。

鬼高窓の住居跡は25軒発見されたが、調査区北限から中央やや南寄りにあまり重複なしに分布している。斯期でも所謂I式期のものは、北辺に集中しており、伊与久遺跡（注1）等を勘案するとさらに北に伸びるようと思われる。II式期のものは北辺にも幾つか検出されているが、概して中央付近にまとまっている。

鬼高窓の特徴は次のようである。

1. 形状はほとんど正方形で、規模は最小一辺3.5m、最大6.6mであるが、5.5m前後のものが多い。
2. 竈を通る軸線の方向はE-14°-SからN-15°-Wまで種々あるが、E-20°-N前後が最も多い。
3. 竈の位置は東壁にあるもの18軒北壁4軒（29、36、74、76住）、西壁2軒（50、64住）で、屋内に造りこまれている。
4. 柱穴は屋内4本主柱穴が大半であるが、ないものもある（28、32、33、53、52、62住）。
5. 貯蔵穴は竈の右側にあるのが大半であるが、西壁竈のものは左側に存在し（50、64住）、北壁竈のものの内2軒は相対する南壁下にある（29、36住）。
6. 第64号住居跡は、東壁に一辺60cm程の方形で、階段状の切り込みがあり、その両側に壁に接して2個の住穴が存在する特殊な施設が見られるものである。
7. 第74、76号跡は、床近くに榛名山の一峰二ツ岳噴出と見られる旧期火山灰（F P'）の堆積が見られ、遺構編年一つの基準となり得るものである。（注2）。

国分期は所謂I式期のものが28軒、II式期が23軒である。全体の分布密度は南に薄く、中央から北辺が濃い。I、IIの各期の分布は全体の分布傾向と同一である。

斯期の特徴は次のようである。

1. 形状は隅丸の長方形が主体をなすが、不整方形のものもある。
2. 規模は大小様々で、最小は第16号跡の2.3×2.2m最大は第67号跡の5.95×4.6mである。
3. 軸線の方向は東南東がほとんどでE-15°-S前後に集中している。
4. 竈はほとんど東壁南寄りに、壁外に造り出されているが、北壁にあるものは2軒（71、84住）

だけである。

5. 一軒の住居に 2 つ竈があるものがある (11, 23, 84 住) が、つけ替えによるものとみられる。
6. 竈に基壇建物跡と同質の凝灰岩が設置されているものがある (11, 37, 66 住)。
7. 住居内または竈内より基壇建物跡と同質の瓦を出土するものがある (10, 11, 13, 17, 26 住)。
8. 竈の右側 (南側) にはほとんどのものに円形ないし方形の浅く小さい穴があるものがあるが、貯蔵穴と認められるものか、問題となるところである。
9. 柱穴は、屋内にはほとんど認められず、屋外に認められるものは 1 軒ある (21 住)。壁中に 1 個ないし数個認められるものは、6 軒ある (10, 13, 37, 61, 65, 78 住)。
10. 第 59 号住居跡の一軒だけには小鍛冶跡があり、多量の鉄滓と輪羽口が出土している。

掘立柱建築遺構は 2 グループある。一つは調査区中央の南寄りのところに発見された 3 棟からなるグループで、もう一つは後述する東側溝の東にこれと平行及び直交して発見された 4 棟からなるグループである。前者は直径 35~40cm、深さ 50~60cm の小さな柱穴のものであり、2 間 × 2 間が 2 棟、3 間 × 2 間が 1 棟ある。後者は長径 1m、短径 60~70cm、深さ 70~80cm もある大きな柱穴の、しかも建物全体の規模も大きいもので、南部に発見された掘立柱建築遺構群と規模、方向が酷似しており、これらと関連があると思われるものである。

火葬墓は調査区中央やや北寄りのところに発見された。藏骨器は長径 30~50cm の倒卵形の浮石質角閃石安山岩の中央部を円形、あるいは方形にくりぬいて作ったものである。藏骨器は直接地山の上にあり、この周囲には玉石が寄せ集めて置かれていた。4 個のうちの 2 個は、2 つ並べて置かれていたが、他の 2 個は別々であった。

井戸は調査区中央に集中していたが、とりわけ東側の掘立遺構群の東側に多く見られた。形式は

- 1) 上部から垂直に掘りこまれた円筒状のもの。
- 2) 上部がラッパ状に開く円形のもの。
- 3) 上部が方形、下部が円筒状になっているもの

の 3 種類が認められた。3 種はいずれも素掘りである。埋土中から若干土器片が出土したが、大体国分期のものであった。

土壙は 25 基発見された。これらは調査区全体に散在しており、形は円方、不整円、不整形等様々である。これらのうち、方形のは鬼高窓の土器を出土しており、貯蔵穴のような性格を有するものと推定されるが、他のものは時代も性格も明らかでない。

石棚は、火葬墓群から南 15m のところに発見された。側壁は長辺が 2 石ずつ、短辺が 1 石ずつの都合 6 石で、蓋石は 3 石で構成されている、長さ 40cm、幅 20cm の極めて小さなものである。遺物は全く検出されなかった。

溝は、南北走向のもの 2 条、東西走向のもの 2 条の合計 4 条が発見された。溝の規模、形状は、北溝を除いた 3 条は大体同じで幅 80~100cm、深さ 20~60cm で断面 U 字形を呈する。北溝はこれら 3 条よりもやや小規模である。南北走向の 2 条の溝は、上部に浅間山噴出の火山灰 B 浮

石（注3）が堆積しており、国分期の住居跡を切断していることから、掘削年代を平安中期から末期の間に求めることができるが、その性格については明らかでない。

出土遺物は、土師器の甕、壺、环、碗、高环、瓶、手づくね、須恵器の大甕、瓦、环、碗、三彩陶の小壺、灰釉陶の皿、瓦、石製の紡錘車、鈴形品、砥石、滑石製模造品、輪羽口、鉄製の刀子、鎌等がある。これらの遺物のうち、特徴的なものを取り上げて記せば次のようである。

1. 手捏ね土器は鬼高1期の2軒の住居跡の竈の測に検出された。
2. 三彩陶は国分期の住居跡から出土した。このうちの1片は小壺片で竈内から出ており、すでに『概報II』で紹介されている。
3. 国分期の环、碗の中には墨書き土器が検出されたが、目下のところ「臣」、「丈」、「吉」、「十」、「佐」、「寺」、「大井」という字は判読できている。
4. 国分II式期の住居跡から、細かい線で刻まれた文字のある石製紡錘車が出土している。その文字は、側面には「□根實臣朝□□□」、平面には「□□□」とある。 (小林)

4. 調査の概要

今次の調査は、前述のように工業団地への入口を付けかえるために行なったもので、その調査区は昭和50年度に境町教委が調査した東西調査区南側の幅30m、長さ50mの区域である。

調査方法は、昭和50年度の調査時に用いた地区割に準拠し、ブルドーザーで表土の除去を行い、端から全面的にローム面まで排土作業を行い、遺構を検出した。遺構の番号も通し番号を付した。

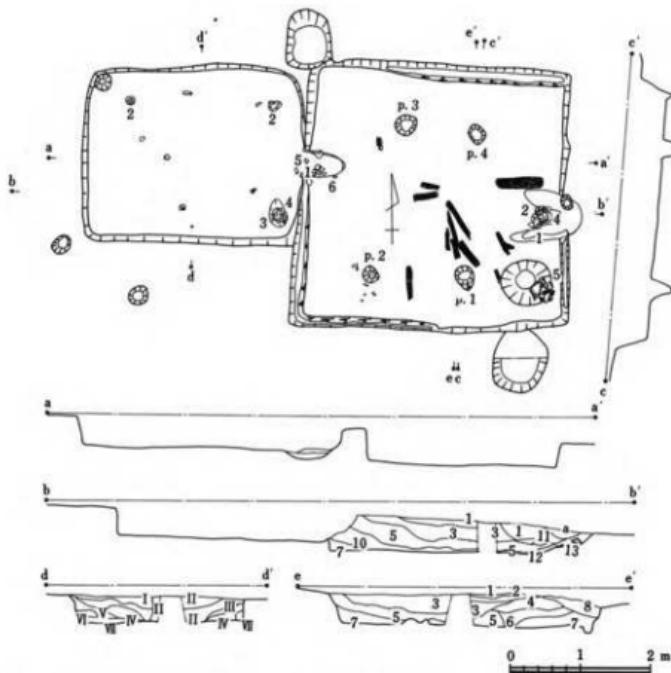
この結果、竪穴式住居跡5軒、井戸跡1基、溝跡2条、土壙多数を検出した。このほか、昭和50年度調査区において、新たに掘立柱建築遺構1棟が発見されたため、これも合わせて調査を行った。 (小林)

(1) 竪穴式住居跡

第85号住居跡と出土遺物 (第2、3図、図版2、11)

本住居跡の規模は北辺が2.93m、南辺が3m、西辺が2.37m、東辺が2.45mである。平面形は、北東隅が隅丸状で、東西辺が若干長い長方形を呈する。竈を通る軸線の方向はE-1°-Sである。

本住居跡は第86号住居跡と重複関係にあるが、両住居跡の覆土を平面で観察すると、やや小型のロームブロックとローム粒子を多く含んでおり、遺構検出時の精査で、本住居跡の方が第86号住居跡より新しいことが確認できた。また、本住居跡の竈は残存状態が良好で、第86号住



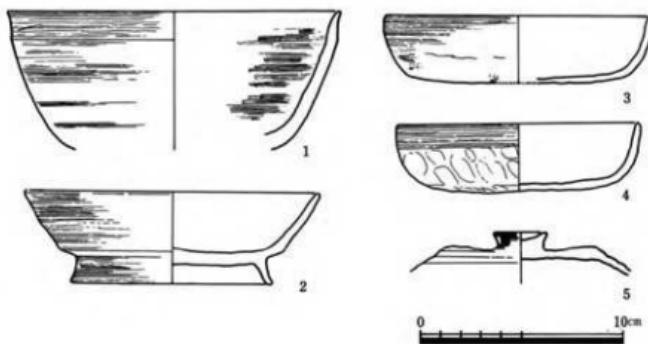
- I ロームの小塊を多分に含む黒褐色土
 II 1とはほぼ同様だがやや黄味が強い
 III ロームの小塊を含む粗粒の黒褐色土
 IV ロームブロックを少量含む黒褐色土
 V ローム粒を多分に含む暗褐色土
 VI 暗褐色土を斑点状に含む黒色土
 VII 大ロームブロックを多分に含む黄褐色土
 VIII 灰粒を多分に含有する焼土
 IX ロームブロックを多く含む褐色土
- I 細粒だが砂質の褐色土
 2 1とはほぼ同様だが少々に灰色粒を混入
 3 大小のロームブロックを少量含む黒褐色土
 4 小ロームブロックを少量含む明褐色土
 5 ローム褐色土、黒色土の混合土。下部に炭化材を多く出土
 6 5とはほぼ同様だが炭化材の入り方が少ない
 7 細粒で緻密な黑色土
 8 曙和 50 年度調査時の埋め戻し土
 9 比較的大きなロームブロックを含む褐色土
 10 5とはほぼ同様だがロームの混入量が少ない
 11 灰色粘土を少量含む柴色をおびた暗褐色土
 12 灰色粘土
 13 焼土、炭化材、粘土の混合土

第3図 第85、86号住居跡実測図

居跡の西壁を切って造られ、このことからも本住居跡の方が第86号住居跡より新しいことがわかった。

本住居跡の覆土はロームブロックやローム粒子を含んだ褐色土、あるいは黒色土からなっている。覆土の堆積状態は自然流入と考えられる傾斜をしている。竈前面の床面直上には、竈の天井などを構成した灰白色の粘性の強い粘土層が堆積しており、この粘土層は竈の崩壊とともに住居跡の内へ崩れたものである。竈前面の床面上には、焼土、炭化物の多量に含まれた土層がある。これは竈の使用時に灰をかき出したような堆積をしていた。

壁は、わずかに外傾している。ローム中まで切り込まれた壁は、床面より平均40cmほどの高



第4図 第85号住居跡出土遺物

第1表 十三宝塚遺跡85号住居跡出土遺物各説

No	器種 出土位置	法量(cm)			器形、技法等の特徴	胎土	焼成	色調	残存程度
		口径	器高	底径					
1	甕 (須恵) 竈内	14.4 推定			口唇部はやや外反。内外面共に輪轍痕が明瞭に残る。	夾雜物 多い。	良	灰白色	1/2
2	环 (須恵質) 床面 北東、北西	14.5	4.5	9.9	体部～口縁は斜めに直線的に立ち上がる。内外面共に横なで調整。つけ高台。	緻密	堅緻	黑色	1/2
3	环 (土師) 竈南小壙内	11.9	3.3		口辺と底部の境は不明瞭。口唇は横なで、体部は指腹押圧なで。底面は方向不定の荒削り。内面はなで調整。	良	良	褐色	1 ・壙
4	环 (土師) 竈南小壙内	13.1 推定			口辺は内脣、底部との境にはかすかに稜が残る。体部、口縁は良好な横なで調整。内面もていねいなで仕上げ。	細砂	良	褐色	1/3
5	蓋 (須恵) 竈内				中央部の凹んだ箇をつけた。外面は輪轍痕を明瞭に残す。内面はなで調整。	良	普通	淡灰色	1/5

*壙…破碎状態で出土。

さである。壁面の残存状態は良好である。周溝は、床面をよく精査したが検出されなかった。

床面は、竈の前部から中央へかけてよく踏み締められた固い面と、壁周囲の比較的柔い面からなっている。比較的凹凸の少ない整ったほぼ同一のレベルを持つ床面である。

竈南側で平面形が梢円を呈す長径39cm、短径24cm、深さ約15cmの小壙があり、中から坏破片等が検出された。しかし、大きさ、深さから明確に貯蔵穴と考えられず、用途に問題がある。

柱穴は、住居内北西隅に壁柱穴が1本あり、住居室外の南辺に2本、西辺に2本、北辺に1本検出された。東辺の柱穴は、第86号住居跡覆土にあたり、検出に困難をきたし、不明である。たとえ住居跡の全辺に柱穴があったとしても、南辺と西辺にかたよった柱穴の位置関係から、上屋構造がどのような方法で建てられたか問題である。

竈は東壁のほぼ中央に位置し、壁外へ造り出され、長さは56cm程である。平面形は馬蹄形を呈す。竈の掘りかたは、東壁を床面より約10cm掘り窪め、傾斜をつけて東方へ約56cm造り出している。火床は基底に床面と同レベルに張り床をしている。煙道部は掘り方をそのまま利用している。袖石には凝灰岩を使い、東壁より若干東側へ袖石を設置している。袖石の間隔は約40cmである。竈内部には竈壁面に接して瓦片が検出され、この瓦片は竈壁面を補強するために使用されたものである。天井部構造は、天井部が完全に崩落しているので不明である。焚き口は両袖石の間と考えられ、それより若干奥が火床と壁が焼けており、燃焼部と考えられる。

本住居跡の出土遺物には、土師器、須恵器、瓦片、鉄製品が出土している。出土状態は竈内部に多くの遺物が集中して検出され、土師器（坏、甕）、須恵器（焼、蓋）が多く、汁器や煮沸具に使用されていた遺物が出土した。遺物の集中は竈南側の小壙内にもみられ、土師器坏、鉄製品が入っていた。その他土師器や須恵器の破片、礫が床面に少量散在している。主な遺物の詳細は第1表に記した通りである。

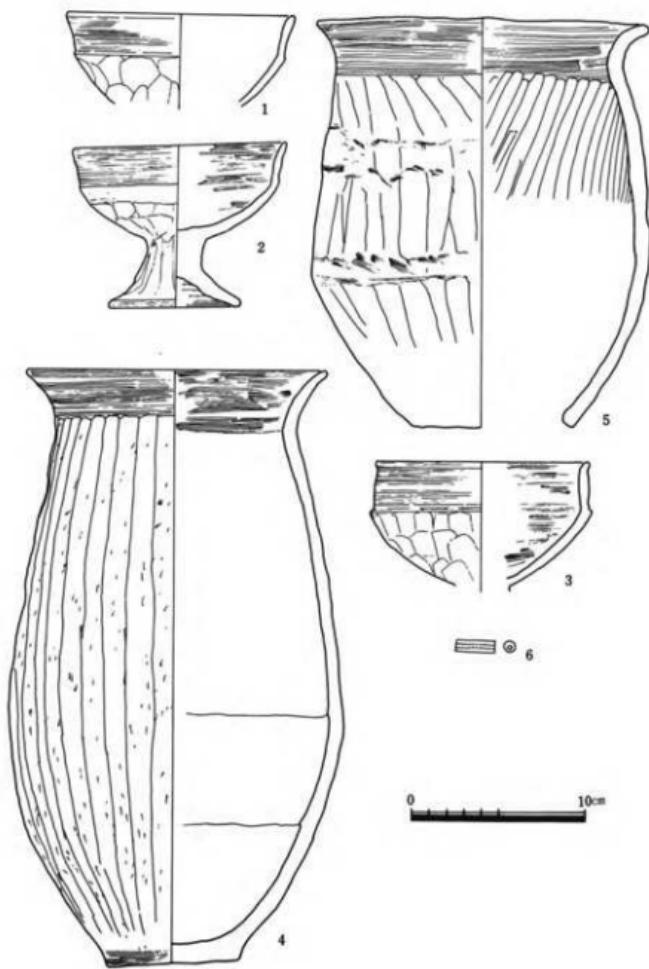
第86号住居跡と出土遺物（第2、4図、図版3、11）

本住居跡の規模は、北辺3.70m、南辺4m、西辺3.70m、東辺3.60mである。平面形は方形を呈している。竈を通る軸線の方向はE-4°-Sである。

覆土は13層に分けられた。覆土上部は炭化物や焼土粒が認められ、大形のロームブロックがみられ、第85号住居跡より古い。本住居跡の床面と接する覆土中には、炭化材が多量に含まれており、後述するように本住居跡は焼失住居と考えられる。竈前面には、竈用の白色粘土や黒灰色粘土が住居跡内側へ流れたようにみられた。

壁はロームまで切りこんで造られており、若干外傾している。西壁は第85号住居跡の竈によつて中央北寄りの部分が破壊されている。また、本住居跡と第78号住居跡が、北東隅で重複しており、この部分は乱れた壁となっている。なお、第78号住居跡は国分期であり、本住居跡より新しい段階のものである。その他の壁は、良好な状態で残存している。壁高は平均43cmで、地形が南東に緩傾斜しているため、南東方向は若干浅い。

周溝は北辺の一部と、西辺から南辺にかけた一部の壁直下に認められた。周溝の幅は13cmで、



第5図 第86号住居跡出土遺物

深さは2.8cm～5cmほどで浅い。周溝の内壁の立ち上がりはほぼ直に立ち上がっている。周溝基底は、幅の広い部分では平坦で、狭い部分はU字形を呈している。

柱穴は住居跡内に4本検出された。各柱穴の法量は、P1、径25cm、深さ16cm、P2、径24cm、深さ20.7cm、P3、径30cm、深さ19.3cm、P4、径23cm、深さ16.3cmである。各柱穴の平面形は円形で、その間隔はP1とP2が1.3m、P3とP4が1m、P1とP4が2.05m、P2とP3が2.25mである。住居跡の辺に平行しない東西に短かい長方形を呈している。

貯蔵穴は住居跡南東部に設けられている。貯蔵穴の西側で、床面よりわずかに隆起した堤状にロームを削り取った部分が認められた。形態は円形を呈し、経70cm、深さ47cmで、底部は径28cmの円形をしている。

床面はほぼ平坦であるが、東へわずかに傾斜している。竈の周囲は踏み締められてわずかに固くなっているが、全面的にはあまり固くない床面である。床面の中央部には焼けた面があるがこれは、暖房したり照明したりするのに使用したとみられる一種の炉跡と考えられる。しかし、特別な埋りかた等はみられなかった。

竈は東壁中央より南側に寄った位置に設置されている。竈の構築には特別な掘り方はないが、煙道部は壁を削って外側に25cm傾斜して造られている。竈の主体部は住居跡の内側へ53cm入った部分まで占有している。袖は床面に直接黒灰粘土とロームブロックを混じえた暗褐色土とを積み上げ、現状では床面より13cmの高さである。燃焼部は袖端より若干内側から強く床が焼けており、煙道に沿って緩い傾斜になっている。焚口の幅は50cmである。第4図と図版11(2)の2の高环と4の長甕が検出され、高环は支脚に転用され二次焼成があり、この上が竈の掛け口と想定できる。

遺物は土師器（环、高环、長甕、瓶）、管玉が検出された。竈内からは煮沸用具、汁器が主に検出されたが、先に記したような支脚に転用された高环の出土もあった。瓶は貯蔵穴埋土上部で、口縁部を北西に向け、潰れた状態で検出された。これは住居南東隅に置いてあったものが貯蔵穴に転落したと考えられる。管玉は西壁寄りに出土した。柱穴に囲まれた床面からは遺物の出土は認められず、オープンベースになっていたと考えられる。

床面からは土器などの遺物の他に大量の炭化材が検出された。その出土状態は、床面の中央部の焼けている部分に炭化材の方向が向いている。また、住居跡の中央より南東部分に炭化材が集中して検出された。このことから、上屋が崩壊する時北西方向から南東方向へ崩れたと考えられる。柱穴近くに炭化材がないので、検出された炭化材の大部分は屋根材として使用されていたものと想定できる。このことから本住居跡は火災によって廃棄されたものであろう。

主な出土遺物は第2表に詳細を記した通りである。

第2表 第86号住居跡出土遺物名説

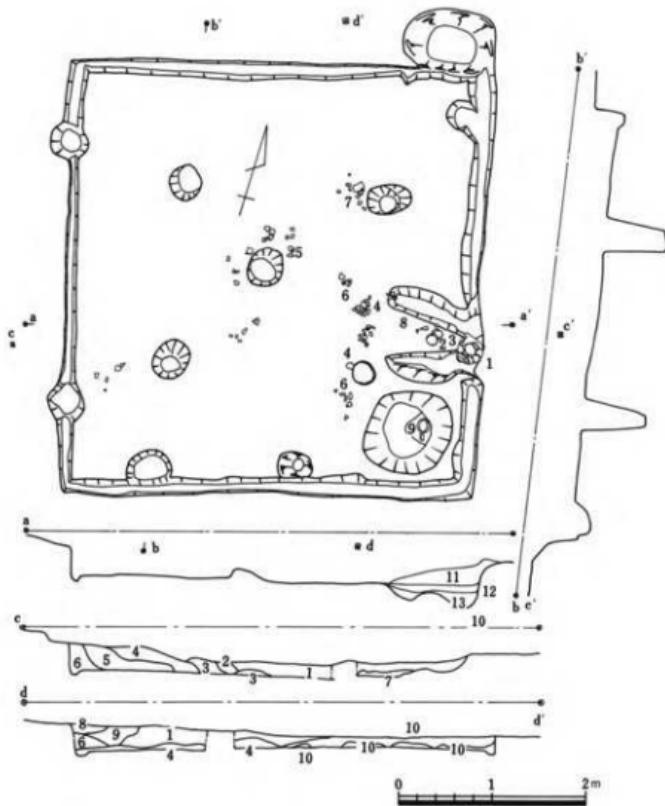
No	器種 出土位置	法量(cm)			器形、技法等の特徴	胎土	焼成	色調	残存程度
		口径	器高	底径					
1	高環 (土師) 竈左袖上	12.2 推定	7.2 推定		口縁はやや内傾。蓋受部の棱の出は大きい。口縁は横なで、体部は窓削りだが、調整不良。内面は粗いなで調整。	大粒の砂を含む。	良	赤褐色 全体的に黒ずんでいる。	环部のみ 1/3
2	高環 (土師) 竈内(支脚)	12.3	9.3	7.5	口縁は横なで、体、脚部は窓削り、脚部底縁は横なで。环部内面はなで、脚部内面は窓調整だが不良。体部に粘土付着。	良 細砂	良 使用時に再焼成。	赤褐色	1
3	高環 (土師)	12.9 推定			棱はシャープ。口縁は横なで、体部は窓削り。	良	堅緻	褐色	1/5
4	長甕 (土師) 竈内	17.2	34.1	7.6	最大径は胴下半にあり、肩部はこけている。口縁は横なで頸胴部は窓削り。輪積み痕が顕著。内面はなで調整。胴上半部に粘土、下半部に煤付着。	砂粒を多く含む。	堅緻	赤褐色	1 壙
5	甕 (土師) 貯蔵穴上部	19.0	23.4	9.1	最大径は胴下半にあり、口縁の外反は強。口縁は横なで、胴部は窓斜及窓削り。輪積み痕二カ所。内面は丁寧なで調整。	大粒の砂を含む。	普通	茶褐色	1 壙
No	品名	長さ	直径		技法等の特徴		色調	残存程度	
6	管玉 西壁寄り	2.2	0.6		造りは良好。両方より径2.5mmの孔をあける。 蛇紋岩製。		黒灰色	1	

第87号住居跡と出土遺物(第5、6図、図版4、5、11)

本跡は第88号跡より1.5m東に離れたところに位置している。

住居の形状は東西長4.4m、南北長4.5mの大きさの正方形を呈し、竈を通る軸線の方向はE-16'-Nである。

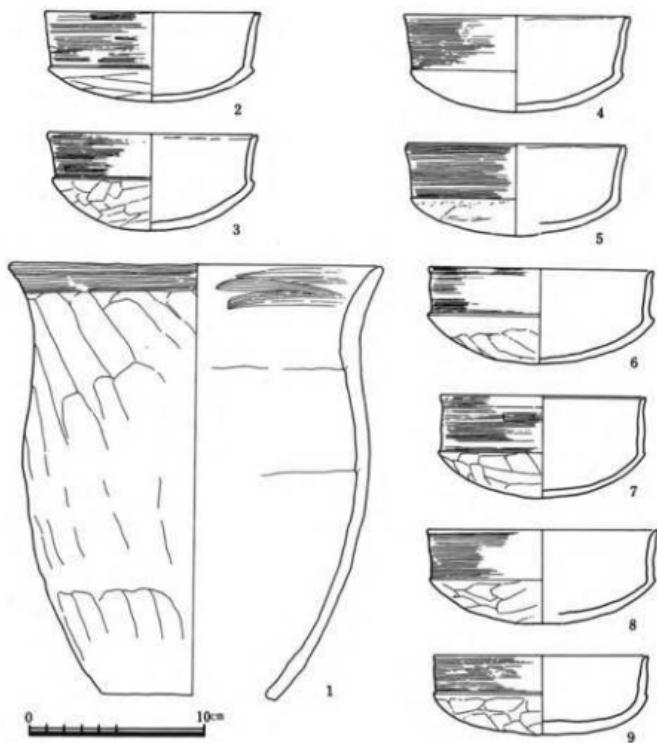
床面はローム層を掘り下げて造られている。東南部はやや荒れていたが、全体的にはほぼ平坦で、水平である。竈の前方から住居中央部にかけては非常に硬い面を呈している。南、北両側の壁は、昭和48年度の調査時に設定したトレンチによって部分的にかなり削り取られており、6~15cm残存しているにすぎなかった。西壁は比較的の残りが良好で、高さ30cm前後、東壁は地形が傾斜しているために浅く、高さ15~20cmであった。残存している壁は、ほとんど傾き



- 1 ローム粒を含むしまりの強い黒褐色土
 2 1とはほぼ同様だがやや黒味が強い
 3 ローム粒を含む褐色土
 4 ロームの粒塊を多分に含む黄褐色土
 5 黑褐色土
 6 ローム粒を含む黄味の強い黒褐色土
 7 ローム粒や焼土粒を多分に含む黒褐色土

- 8 大きなロームブロックを含む黒褐色土
 9 8とほとんど同様だがやや黒味が強い
 10 小ロームブロックを含む砂質の黒色土
 11 黒灰色粘土（鐵の左袖）
 12 焼土
 13 ロームと黒褐色土の混合土

第6図 第87号住居跡実測図



第7図 第87号住居跡出土遺物

がなく直立である。

壁下には幅10~15cm、深さ6~10cmの周溝があり、竈下を除いて全周していた。

柱穴は7つ検出された。この内、四隅を結ぶ対角線上にのる4つは直径30cm、深さ50cmほどの大きさで揃っているが、中央部と西壁中に検出された3つは、径は前述の4つよりもやや大きいが、浅い。鬼高期のものに一般的に見られる柱穴のあり方に比べると特異な形であり、上屋構造が問題となる。

竈は、東壁の南寄りに壁より内側にかけて、やや青味がかった黒灰色粘土で馬蹄形に造られており、その大きさは幅70cm、長さ110cmの長大なものである。燃焼部中央には壊を2枚重ねに

第3表 第S7号住居跡出土遺物各説

No	器種 出土位置	法量(cm)			器形、技法等の特徴	胎土	焼成	色調	残存 程度
		口径	器高	底径					
1	壺 (土師) 竈上部	21.5	24.7	10.0	口縁は横なので、頭部以下は窓削り。研磨。輪積み痕が顕著。内面はなで、窓研磨調整良好。	細砂を含むが きめこまかい	堅 級	淡黄褐色	1 壙
2	壺 (土師) 竈内(支脚)	12.3	5.1		口唇部の造りはシャープ、 口辺は横なので、底部は窓削り。 火を受けており器面が 小部分剥離している。内面 はなで調整。	良	良	赤褐色	4/5
3	壺 (土師) 竈内(支脚)	12.0	6.5		口辺はやや外反、成形、調整は2と同様。	良	普通	茶褐色	1
4	壺 (土師) 竈 前	12.9 推定	5.5		口辺は横なので、底部は窓研磨。 内面は横なので、外面の 荒れが目立つ。	良	不良	茶褐色	1/4
5	壺 (土師) 竈 前	12.4			口唇部には段がある。成形、 調整は4と同様。	精製され緻密	普通	茶褐色	1/2
6	壺 (土師) 住居中央	12.8 推定	5.5		口辺はやや内脣、口唇の造 りは丸い。底部は窓削り、 研磨。内面はなで調整だが 荒れがひどい。体部にわず か煤が付着。	良	普通	赤褐色	1/3
7	壺 (土師) 東北柱穴 西 激	11.7	5.8		やや内脣しながら立ち上がる 口辺は先端部で外反。棱 の出は少ないが、鋭い。調 整は2と同様。	良	良	茶褐色	4/5
8	壺 (土師) 竈 内	13.2 推定			口唇の造りは丸い。調整は 2と同様。	良	普通	茶褐色	1/3
9	壺 (土師) 貯藏穴底	12.2	4.5		口唇の造りはシャープ。調 整は2と同様。	砂粒を 多く含む。	不良	暗茶褐色	1

した支脚が置かれてあった。火床部は、床面よりも10cmほど深く掘りこみ、この中に黒色土とロームブロックを混合したものを客土し造られる、所謂張り床状のものであった。竈の内面は、真赤に焼け、火床には焼土が厚さ5cmほど堆積しており、長期間使用された形跡がうかがわれた。

貯蔵穴は竈の南側に認められた。四角張った円形で下部がややすばまっており、規模は径90

cm、深さ72cmである。貯蔵穴の底部に近い埋土中から、焼土や粘土の塊りが多く出、完形の环も1点出土した。

出土遺物は、土師器の甕片、环、瓶等が住居中央から竈周辺に多く認められたが、量は比較的少なかった。竈の先端では口縁を内側に向けて横倒しの状態で瓶が出土したが、煙突に使用したものではない。

出土した主な遺物の説明は、第3表に記したようである。

第88号住居跡と出土遺物（第7、8図、図版6、12）

本跡は、東西長4.4m、南北長4.4mを計り、正方形を呈する。竈を通る軸線の方向はE-2°-Nである。

床面はローム層を平坦に削り取って造られていたようだが、後から掘りこまれた土壤や井戸によってかなり荒らされていた。しかし、竈の前方から貯蔵穴の西側にかけては、部分的にかなり硬い面が残存していた。住居の西北部分は荒れてなくて平坦だが軟弱であった。

壁は、東壁は良好に残っていたが、他の3壁は溝や土壤等によって、一部分かなり崩されていた。壁の傾きは、四壁とも殆どなく直立であった。遺物検出面からの深さは、西側では40~50cm、東側は地形が傾斜しているためにやや浅く25~30cmである。

周溝は、北西及東壁下の一部に検出されたが、南側及び貯蔵穴の東側では存在しなかった。検出された溝は、幅10cm前後、深さ6~8cmの大きさである。

柱穴は、住居の4隅を結ぶ対角線上にのる4本主柱穴の一般的なものである。柱穴の直径は30cm前後、深さ40~50cmである。

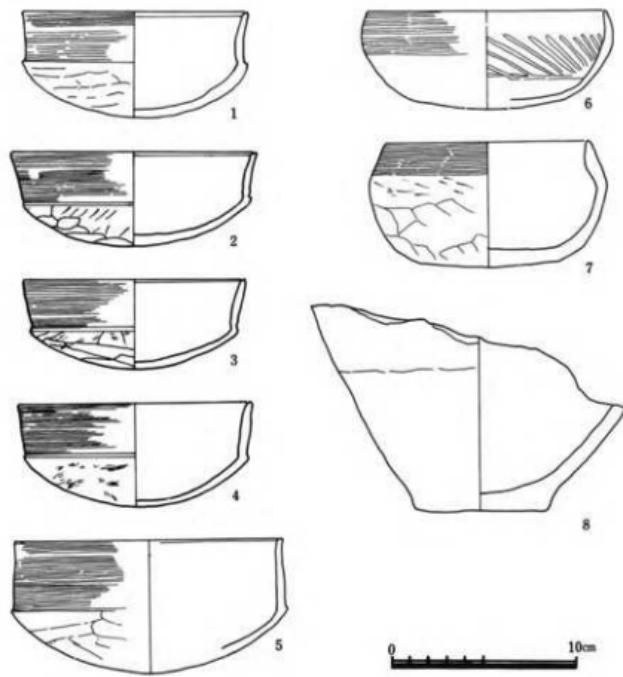
竈は、東壁の南寄りのところに、黒灰色粘土で内側に馬蹄形に造られていた。幅55cm長さ80cm。燃焼部床は深さ10cmほどすり鉢状に掘りこみ、この中にロームブロックを混じえた黒色土を床面と同レベルまで客土して造られていた。竈の内面はあまりよく焼けてなく、焼土の堆積も少なかった。

貯蔵穴は、竈の右側に存在する。径約70cm、深さ70cmを計る円形の平面を呈するもので、ほぼ垂直に掘りこまれている。埋土中に炭化物、粘土が比較的多く混入しており、上部からは环の破片が数点まとめて出土した。

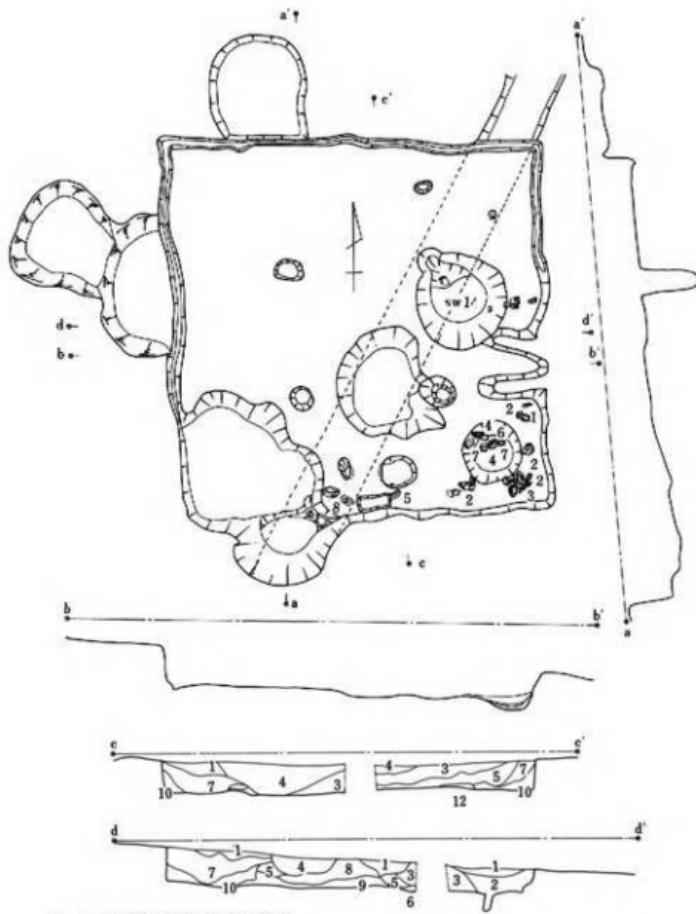
住居跡と土壤、井戸、溝との切り合い関係は、前者が先行する。

出土遺物には土師器の長甕、环等がある。貯蔵穴の周囲と南壁下に比較的まとまって出土したが、出土量はさほど多くなかった。

出土した主な遺物の説明は、第4表に示したようである。



第8図 第88号住居跡実測図



- 1 ローム粒を少量含む砂質の黒色土
- 2 ローム粒、焼土粒を多分に含む黒色土
- 3 ロームが多分に混入している褐色土
- 4 砂質で粗粒の黒色土
- 5 黑褐色土
- 6 ロームと少量の焼土を含む黄褐色土
- 7 ロームブロックを含む褐色土
- 8 しまりのある黄褐色土
- 9 ロームブロックを含む柔い褐色土
- 10 7よりロームの含有量が少ない褐色土

第9図 第88号住居跡出土遺物

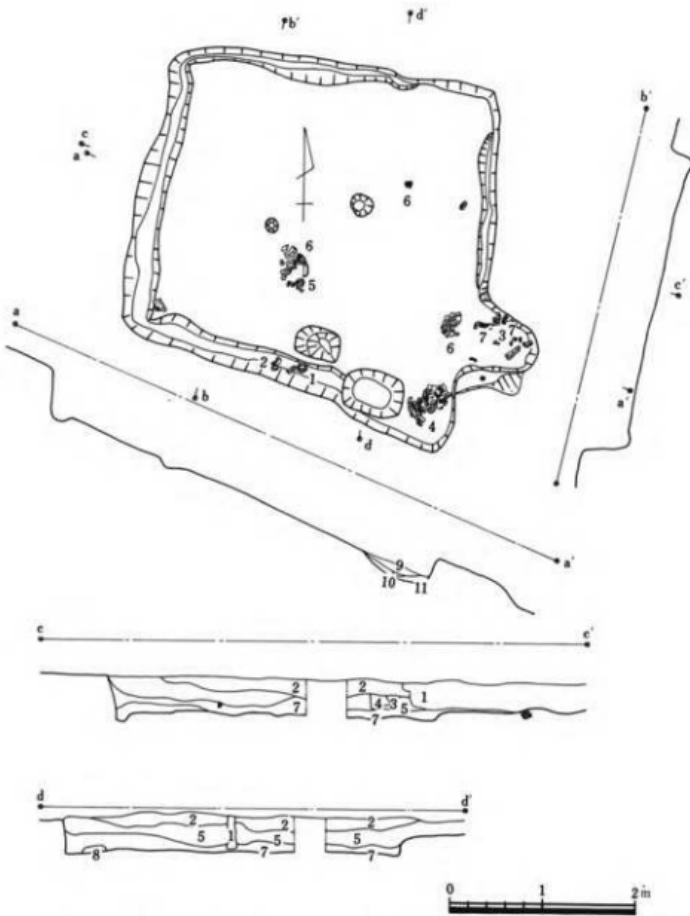
第4表 第88号住居跡出土遺物各説

No	器種 出土位置	法量(cm)			器形、技法等の特徴	胎土	焼成	色調	残存 程度
		口径	器高	底径					
1	环 (土師) 竈の右側	12.2	5.7		口唇内側はシャープな造り。口辺は横なので。底部は窓削り。内面はなで調整、滑らか。	良	良	赤褐色	1/2
2	环 (土師) 貯藏穴の東側	13.2	5.1		成形、調整は1と同様。底部に黒斑あり。	良	良	淡茶褐色	3/4
3	环 (土師) 住居南東隅	12.0	4.9		成形、調整は1と同様。底部に黒斑あり。	良 雲母の 含有が 目立つ	普通	赤褐色	2/5
4	环 (土師) 貯藏穴上部	12.6	5.6		口辺は直立し、横なので調整。底部は窓研磨。内面はなで調整だが荒れている。底部に黒斑あり。	良	不良	茶褐色	2/3
5	环 (土師) 南壁下中央	14.5 推定			口唇はシャープ、成形、調整は1と同様。	良	堅織	褐色	1/5
6	型 (土師) 貯藏穴上部	12.8 推定			口縁は幅2.3cmほど横なので、これ以下は不定方向の なので、底部は窓削り。内面 はなで調整だが、中央部には放射状暗文あり。	砂粒含 まず、 かなり 緻密。	良	淡茶褐色	1/3
7	型 (土師) 貯藏穴内	10.9 推定	6.7		口縁は横なので、体部、底部 は荒い窓削り。	砂粒が 多い。	良	赤褐色	2/5
8	甕 (土師) 南壁下中央			7.2	長甕形と思われるが、胴下 半部のみ残存。外面は窓、 なで調整だが不良。粘土紐 の継ぎ目が見える。内面は なで調整だがかなり剥離。	砂粒、 頸子多 い。	堅織	淡褐色	1/4

第89号住居跡と出土遺物(第9、10図、図版7、12)

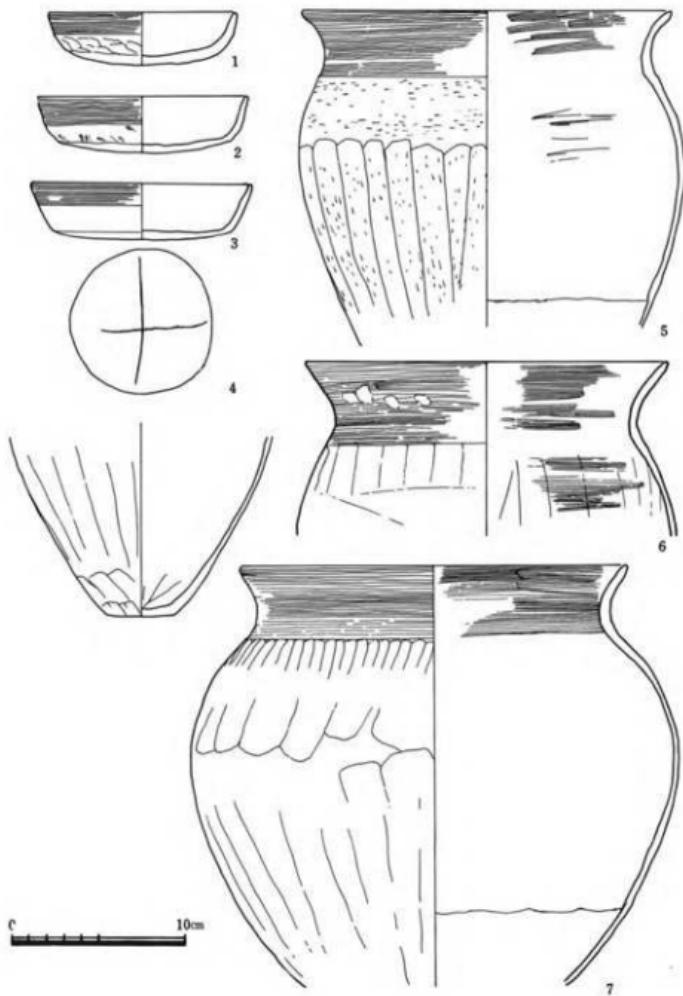
調査区東南部にやや離れて存在した。

南壁の東寄り部分がやや外側に張り出した不整な台形を呈するもので、東壁長4.0m、西壁長3.1m、東西長(中央部で測定)3.9mの大きさである。竈を通る軸線の方向はE—10°—Sである。



- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1 昭和48年度調査時のトレンチ跡 | 8 灰色粘土の入った黒色土 |
| 2 ロームブロックを含む砂質の褐色土 | 9 焼土、炭化物、灰を含む暗褐色土 |
| 3 砂質の黒色土 | 10 灰を多く含む褐色土 |
| 4 灰色粘土 | 11 ロームと黒褐色の混合土 |
| 5 ロームの小ブロックを含み粘性のある褐色土 | |
| 6 ソフトロームのブロックを含む黒褐色土 | |
| 7 黒味の強い褐色土 | |

第10図 第89号住居跡実測図



第11圖 第89號住居跡出土遺物

床は、西半分は緻密なロームであるが、中央部から東側にかけてはバサバサした質の悪いロームに変わってきていている。床面は、全体的には平坦で荒れは少なく、水平である。竈の前方から中央部は、硬い面を呈していた。

壁は、西側の上部がやや崩落していたが、他は比較的良好に残っており、全体的に少々傾きが認められた。遺構検出面よりの深さは、西側が高くて40cm、東側は25cmである。

周溝は、各壁下にはほぼ全面的に繞っていた。西及び東壁下のは、幅10~15cm、深さ7~10cmの比較的明瞭なものであったが、南及び北壁下のは僅かに床面の傾斜が認められる程度のもので、不明瞭であった。

ピットは4か所に検出されたが、柱穴として認定できるものではない。東南隅寄りのものは、

第5表 第89号住居跡出土遺物各説

No	器種 出土位置	法量(cm)			器形、技法等の特徴	胎土	焼成	色調	残存 程度
		口径	器高	底径					
1	环 (土 師) 南壁周溝中	10.8	3.0		口縁は横なで、体部は不定方向のなで、底部は範削り、内面はていねいななで仕上げ。器肉は比較的厚く5~6mm。	良	良	淡褐色	1
2	环 (土 師) 南壁周溝中	12.0	3.2		口縁は横なで体部、底部は範削り。内面はなで仕上げ。	良	良	褐色	4/5
3	环 (土 師) 竈 内	12.5	3.2		成形、調整技法は1と同様。	良	不良	褐色	2/3
4	長 瓢 (土 師) 住居東南隅	21.4	頸径 18.8	胴径 22.3	肩と頸の境にはかすかな棱あり。頸部一ロ縁は外反、横なで、胴部は範削り。内面はなで仕上げで滑らか。	砂粒多い。	良	暗茶褐色	2/3
5	長 瓢 (土 師) 住居中央 東南隅			3.9	胴下半分のみ。外面は範削り、内面はなで調整。外面には煤付着。	良	堅緻	赤褐色	1/8
6	甕 (土 師) 竈 前	22.3	頸径 20.3	胴径 28.1 推定	口縁は比較的厚く、外反、胴部は瘤球体。口頭部は横なで、体部は範削りを基調とし、下半分は研磨。内面はなで調整。	細砂を含むが極めて良好。	堅緻	赤褐色	1/2
7	長 瓢 (土 師) 竈 内	20.7 推定	頸径 13.2 推定		口縁の開きがやや直線的。調整は4と同様	細砂・雲母を含む。	良	赤褐色	1/6

長径65cm、短径50cm、深さ32cmの楕円形を呈するすり鉢状のピットであるが、他の3つは、直径18~35cm、深さ13~15cm程度の小さなもので、並び方に規則性がない。

竈は、東壁の南寄りに壁外に造り出されていた。焚口幅70cm、長さ90cmの大きなもので、造作材には主として灰白色粘土を用いているが、焚口の両側には平瓦が設置されていた。この瓦は、基壇建物跡の周囲より出土しているものと全く同質のものである。

出土遺物は、土師器の長甕、壺、瓦等である。主として出土した位置は、竈内やその周辺であるが、中央やや南寄りの床面上や南壁中央下の溝中にも少量検出された。

各遺物の説明は、第5表に示したようである。

(2) 井 戸 跡 (SW 14) (図版8(1X2))

第88号住居跡内に発見されたもので、前述のように住居跡に後出する。

現状での平面形は円形であり、直径1m、深さ1mの（住居跡面からの深さ）の規模を有する。住居跡覆土断面の状況からすると、上部がラッパ状に開かない類のようである。埋土は、粒子の粗い砂質の黒色土が主体をなしていた。地層断面の観察からは、人為的に埋め戻された形跡は認められなかった。

遺物は、埋土中からかなり磨滅した土師片が2~3片と底部に扁平な石が1個出土しただけであった。

(3) 溝 跡 (SD5, 6) (図版8(3), 9)

SD5は、N23°Eの方向に伸びる、上端幅60cm、深さ20~25cmの断面U字形を呈する小溝である。南端は、第88号住居跡の中に入りこみ、住居跡、SW14を切り、住居南壁の先に到っている。北端は、ロームから黒色土へ漸移していく谷地へ入りこんでいるため、南端から14mのところまでしか確認できなかった。

SD6は、第87号住居跡の南側に位置し、E-22°-Sの方向で伸びる長さ7.5mの小溝である。断面の形状、規模は、SD5とほとんど同様である。

埋土は両者共ほとんど同じで、上部に細粒の浮石を多分に含む粗粒の黒色土である。

(4) 土 壤

調査の全域に種々多様なものが約20基発見された。このうち、きちんと掘りこまれてよく残っているものは極めて少なく、円形4基、楕円形1基だけである。他のものは、浅く不整形であり、埋土の状況から耕作や抜根等でできた穴と推定される。

出土遺物は、埋土中よりかなり小さく刻れた鬼高期及び国分期の土器片が混じり合って比較

的多く出土したが、埋土の状況や出土状態と合わせて時代判定できるようなものは見当たらなかった。

(5) 堀立柱建築遺構 (S B 8) (第11図、図版10)

これは、昭和50年度の調査時には冬場で上層が乾燥していたために全く不明だったが、今調査時に地下水位が上昇してきたことにより、その存在が確認でき、補足調査を行ったものである。

本遺構は、前述の5軒の住居跡群の北西方50mのところに位置する、2間×3間の南北棟の堀立柱建築遺構である。棟の方向は、N-18°-Eであり、各柱穴間の計測値は第6表に示したものである。

第6表 堀立柱建築遺構 (SB.8) 計測値

規 模		柱 間 隅		備 考
桁行×梁行(間)	桁行×梁行(m)	桁 行(m)	梁 行(m)	
3×2	5.4×4.2	2.10-1.8-2.10	2.10-2.10	第38号住居跡（鬼高窓）を切る。

東側柱穴列の外側には、各種穴に対応して合計4個の小柱穴が一列に整然と並んでいる。大柱穴（主種穴）からの出は90cmである。

主柱穴はやや隅の丸くなった長方形や不整円形であり、長柱80~100cm、短径60~80cm、深さ60~80cmを測る大きなものである。柱痕跡がよく残っているものもあり、それによると径30cm前後の柱が想定される。柱を固定するに当たっては種々な土を混ぜ合わせて用いており、かなり固くつき固めた形跡がうかがわれる。

小柱穴は、径20~30cm、深さ15~20cmを測る浅いものである。この柱穴は廬と縁の両者が考えられるが、主柱穴よりの出が少ないとや浅い点を考慮すると、後者の可能性が強いように思える。

主柱穴の埋土中からは、国分期の土器片が数点出土した。

(小林)

5. 小 結

(1) 今次調査では5軒の竪穴式住居跡が発見されたが、この内第86、87、88号の3軒は鬼高窓である。すでに発掘されている29軒の該期の住居跡とこれらを比較してみると、第87、88号の形態、出土土器は、榛名山の一峰二ヶ岳噴出の旧期火山灰層が床面近くに入りこんでいる第74号跡にかなり類似点を指摘できる。第74号跡は火山灰の入り方から6世紀中葉~後半(注4)を考えられることから、第87、88号跡をこの時期に見て大過あるまい。第86号跡は、住居の形

態においてやや長方形化し、柱穴が不揃いになる点が異なるところであるが、時代差の反映と捉えられるほどの要素ではない。しかしながら、出土土器においては長甕の肩がこけて著しく長胴化し、坏口辺の外反が強くなり、造りにシャープさがなくなってくるなど、前述の第87、88号跡に比して後出的な要素が指摘でき、新譜II式期の範疇に入るものである。

第85、89号跡は国分期である。住居の形態においては、第89号跡が不整形なのに対し、第85号跡は矩形であり、その差は大である。しかし、窓の位置や構造、施設では、用材の細部の差異等は認められるが巨視的には大差ない。一方、出土土器は、形態、技法では両住居跡は類似しており、ほぼ同時期と見られ、『概報II』分類のA～B類に比定できる。

(2) 南部の遺構については、台形状区画内の基壇跡を中心にした掘立遺構群の配置状態、出土遺物の様相から、9世紀初頭から10世紀後葉頃の官衙的性格を有するものと結論づけられた。この南部でも47軒の竪穴住居跡が発見されており、掘立遺構群と有機的関連を示すもので工人達の作業場及び住居と想定された。

北部の遺構において、その中心となるものは、SD4～8の5棟（建て替え分を含めると9棟）の掘立遺構群と57軒の国分期の竪穴住居跡である。

掘立遺構群は、配置において整然とした「L」型を呈し、規模、方向等において南部の掘立遺構群に類似している。また、遺構配置を全体的視点から眺めると、南部の東北建物群より1町間であけたところに位置し、1町四方の枠の中に整然と取まつてくる。このことは、計画的な配置の下に施工された結果であり、南部の遺構と一連のものであることを物語っているものである。

竪穴住居跡群は、掘立遺構群に切られているものはたった2軒だけで、他は掘立遺構群と方向をほぼ同一にとって、東を除く三方に散在しながらも掘立遺構群を「コ」字型にとり囲む配置を示している。南部の竪穴住居跡群に比較すると北部は住居の施設が整っており、出土遺物においては工作用具、墨書き土器、瓦等が少なく『概報II』分類のB、C類の土器が主体を占めるなど、性格的にやや差異が認められ、後出的な様相が窺われるのである。

注

1. 井上唯雄「伊与久遺跡」境町教育委員会、昭和48年
2. 第74号住居跡より出土した遺物については、すでに公表してある。小林敏夫「十三宝塚遺跡第74号住居跡」まえあし第21号、東国古文化研究所、昭和51年6月
3. 降下時期については、天仁元年（1108年）と弘安四年（1281年）の2説がある。
4. 前掲書2。昭和51年6月の時点では問題提起の意味で6世纪中葉としておいたが、発表直後の境町下測名所在、島海戸遺跡の発掘調査（境町教育委員会主体、6～7月調査）で、床面上15～20cmのところにF'P'の堆積している住居跡を見し、これとの比較により、中葉をやや下る頃に置いた方が穏当のように考えるようになった。

6. 十三宝塚遺跡における北部地区

(1) 遺構の配置と区割

今次調査における掘立柱建物群の検出は遺構の配置を考える上で貴重なものであった。そこで南部の台形状区画部分を中心にその配置と区割りについて考察する。

中軸線は台形状区画の中央に検出された基壇建物と南門を結ぶ線であろう。東西軸線は南限大溝・台形状区画南辺柵列をとることが自然であろう。また、南辺柵列の内、外側が早い時期とみられるから(1)南辺外柵を東西軸線の基準とする。

この基準に沿って108m(1町)を基準とする枠をとり、更に½に細分する。これを全体図にかけると遺構群の配置に注目すべきいくつかの点を指摘することができる。

すなわち、南溝の長さ、建物群の配置、台形状区画の区割りなどにうまく合致する。

そのいくつかを列挙する。

(i) 南限大溝

東側から西南角までの直線部分の長さが正確に1.5町とみられる。また、南限大溝の内側立ち上がりは中軸線上で、中心建物の中心から北辺溝の内側立ち上がりまでの距離の4倍をとる。

(o) 台形状区画

柵列南辺長は0.75町で、これは南限大溝の辺長1.5町の½に当っている。また中軸線上で北辺溝内側までが0.75町を計測できる。中心建物と北辺溝までの長さは中軸線から東辺柵列外側までの距離に等しい。また、中心建物と南門までの距離は等しい。これらの関係は、遺構全体が計画的に配された証左となるであろう。

(e) 各掘立柱遺構群の配置は台形状区画を中心として配され、南限大溝から½町区画毎に配置されている。(特に棟走向の異なる建物を除く)

以上のようにみてくると、この建物群・台形状区画の設置は中心建物の中心を軸点に、南辺柵列外側を基準として企画されたものとみてまちがいなかろう。その際、枢要部分の南面を意識して計画的に数値を整えたのに比べて西および、北側部分を無計画ともみえる企画で遺構が配されたのはいかなる理由によるものであろうか。現状でみる限りにおいては地形的制約や道路のあとなども検出されていない。

いずれにしても、官衙的様相をみせるこの遺構は条里に基づいて企画されたものであることは想像に難くない。その際の軸線と現在の磁北との関係はN-9°50' - Eである(2)。しかし、周辺は耕地整理が進行していて、これの軸線に沿った大きい条里遺構の検出は困難である。

(2) 十三宝塚遺跡の立地と集落

十三宝塚遺跡の重要な発見は基壇をもつ建物を中心とした台形状区画部分及び掘立柱建物群三つからなる官衙的様相をみせる部分で昭和51年に国指定史跡との答申を得たのもこれに起因している。

しかし、今回報文で触れた如く、周辺の竪穴住居群も150軒に及ぶ。この内、35軒ほどを除くとほとんどの竪穴住居は堀立柱建物と併存する時期のもので、これらの性格についてはすでに触れた(3)。

今次調査では特に時期の異なる鬼高期に属する竪穴住居と堀立柱建物との重複が確認されたことは前回までの調査ではみられなかった点である。本報文にみる通り、北部堀立柱遺構群は鬼高期住居跡と同地点で検出されている。この鬼高期の住居跡は開析台地の東縁の奥に大きく開けた集落とみられ、今次調査における南部分での検出が鬼高期集落の南限を示すものとみられ、集落の中心は北にひろがるものとみられる。

さらに、この時期までの住居を南部分でひろうと、南限大溝北側に1つの住居（和泉期）を検出し、他は溝の南に和泉期から鬼高期にかけての集落が展開していることは、いくつかの調査で確認している(4)。このことは、南限大溝以南にもこの期の集落のあることは疑いを容れない。

このようにみてくると、官衙的様相をみせる部分のみは、鬼高期の住居跡をほとんど認めることのできない地域である。このことはこの部分が高いため、官衙部分を企画した際地表を平夷したための消滅とも考えられるが遺物の散布もあまりみられない事実からすればむしろ、それまでの期間は空閑地であったとみられる(5)。

官衙部分を企画・配置する際、意図的に集落のない部分を選定したとみる方が妥当ではあるまいか。国分寺建立の詔にみると、公的な機関を設置するには好處とみられる地域である(6)。このことは逆にいえばまた、十三宝塚遺跡の官衙部分が公的性格を有する遺跡であることを裏書きするものであるかもしれない。

また、国分期の集落でも南枢要部分の竪穴住居跡と北部分のそれに多少の相違を見出せるのは、この部分の堀立柱建物遺構との関連からも興味ぶかい。

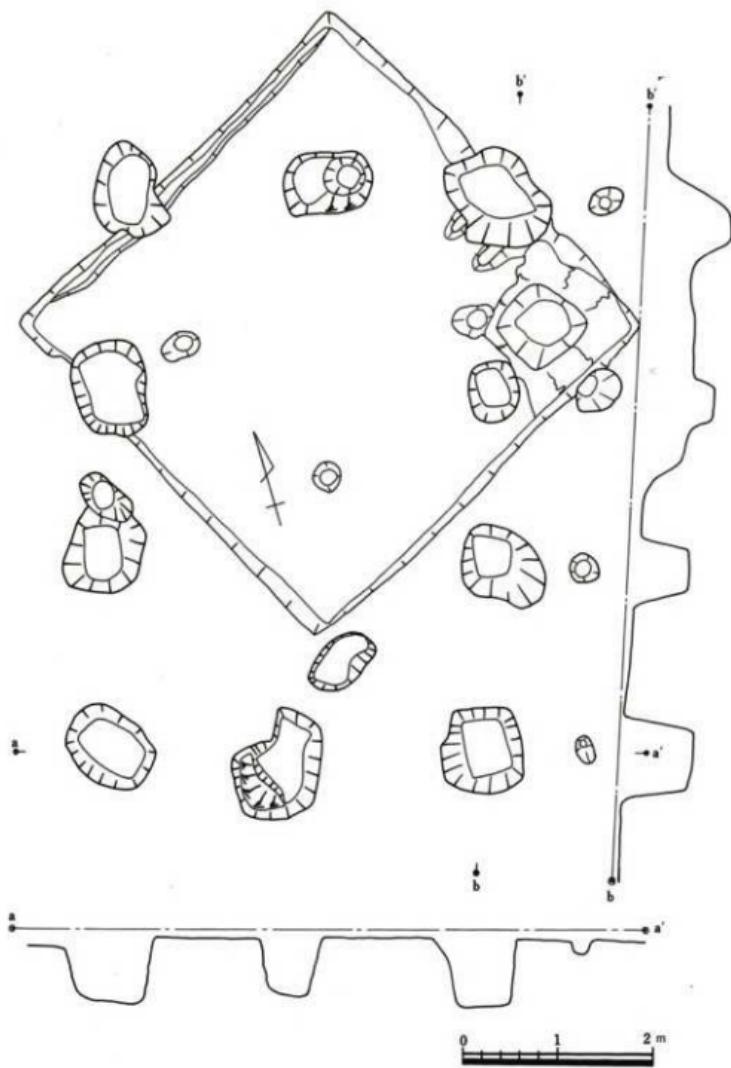
北部分の堀立柱建物は、南枢要部の比較的新しい建物群と比べると、柱穴の掘り型、規模からして大きく、しっかりしており、先行する一群のものとの共通点が多い。一応改築のあとを認められるはするものの、遺跡全体からみると早い時期にその機能を失ったものとみられる。そのあとへ、一般的のひとつとの集落が次第に形成されたために枢要部の一時的居住に対して長期的な居住をした住居であったために遺物、施設等に多少の相違ができたのではなかろうか。

律令制の崩壊と共に地方官衙の機能に変化がおこり、次第にその施設を縮少した様相を想定することもこの北部分での所見からすればあながち論提のこととは思わない。

注

- (1) 「十三宝塚遺跡発掘調査概報II」群馬県教育委員会 昭和51年3月 P25で南櫛列外が内より古いとみる考え方を基準とした。
- (2) 国土地理院5万分の1地図では、磁針方位を西偏約6°40' (昭和42年) としている。
- (3) 「十三宝塚遺跡発掘調査概報I・II」また今回の報文でも述べている。
- (4) 昭和50年11月、境教委で溝から南へ60mほどの位置、および200mほどの位置で和泉期、鬼高窓の住居跡を調査している。
- (5) 真間期の住居跡はその末期のものを1~2含むが、それもほとんどない。
- (6) 天平十三年
「必折好處、実可長久、近人則不欲薰兆所及、遠人則不欲勞衆禡集」続日本紀卷十四、聖武天皇天平十三年(741)三月乙巳

(井上)



第12図 SB 8 据立柱建筑遺構



第13図 十三宝塚遺跡全体図

図版 1



調査区全景（南東から）



調査区全景（南西から）



(1) 第85号(前方) 第86号(後方) 住居跡(西から)



(2) 第85号住居跡(北から)



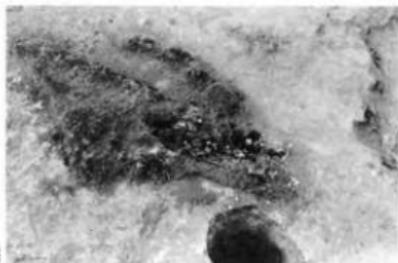
(3) 第85号住居跡かまど



(1) 第 86 号 住 居 跡 (西から)



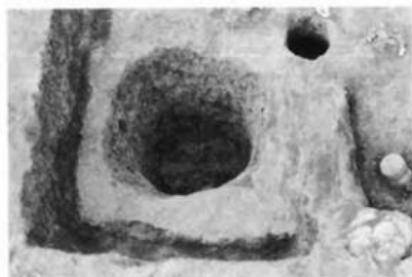
(2) 第86号住居跡かまど及び貯蔵穴



(3) 第86号住居跡炭化材出土状態



(1) 第 87 号 住 居 跡 (北から)



(2) 第87号住居跡貯藏穴 (東から)



(1) 第87号住居跡かまど内遺物出土状態



(2) 第87号住居跡かまど下ピット



(1) 第 88 号 住 居 跡 (北から)



(2) 第88号住居跡かまど



(3) 第88号住居跡貯藏穴



(1) 第 89 号 住 居 跡 (北から)



(2) 第89号住居跡かまど及び遺物出土状態



(1) 井戸跡 (SW、14)



(2) SW、14埋土状態



(3) 溝跡 (SD、5)



(1) S D、6



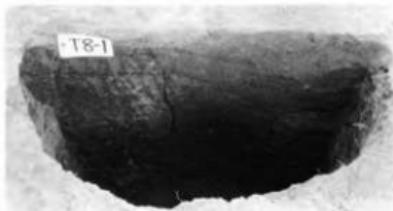
(2) S D、6 埋土狀態



(1) 掘立柱建築遺構 (SB、8)(北から)



(2) SB、8 (東から)



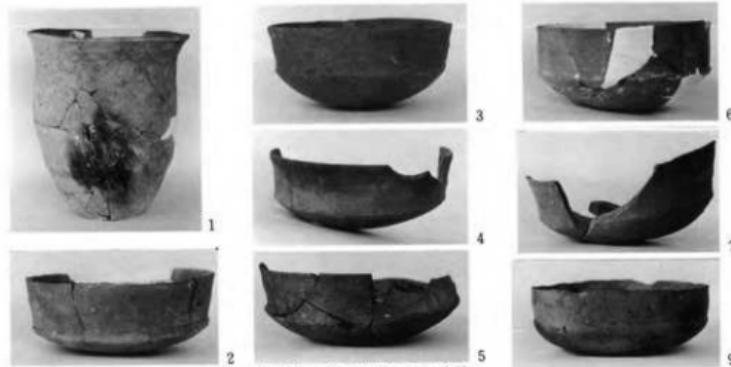
(3) SB、8 柱穴埋土状態



(1) 第85号住居跡出土遺物



(2) 第86号住居跡出土遺物



(3) 第87号住居跡出土遺物

図版 12



(1) 第88号住居跡出土遺物



(2) 第89号住居跡出土遺物

十三宝塚遺跡発掘調査概報 III

昭和52年3月30日 印刷

昭和52年3月31日 発行

編集 群馬県教育委員会事務局文化財保護課
印刷 朝日印刷工業株式会社
発行 群馬県教育委員会
〒371 群馬県前橋市大手町一丁目1-1
TEL 0272(23)1111(代表)